

スペイン国産レモン及びスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則

植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 1 の 1 の項のスペイン国産レモン並びにネーブル種及びバレンシア種のスウィートオレンジの生果実に係る植物検疫の実施については、昭和 63 年 11 月 29 日農林水産省告示第 1886 号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

1 消毒施設

(1) 告示 3 の (4) のアの低温処理施設は、次の条件を満足しているものとする。

ア 部屋ごとに生果実の中心部が所定の温度に保持できるものであること。

イ 部屋内の温度（冷却風の入口及び出口の 2 か所）及び果実内の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の 4 か所）を外部から随時確認できる自記温度記録装置を有すること。

(2) 告示 3 の (4) のイの低温処理コンテナは、次の条件を満足しているものとする。

ア 密閉形コンテナであること。

イ き裂、損傷等がなく、有害動物及び有害植物の分散のおそれがないものであること。

ウ 生果実の中心部が所定温度に保持できるものであること。

エ 生果実の中心部の温度（コンテナ内の積荷の中心部を含む 3 か所）を外部から随時確認できる自記温度記録装置を有すること。

(3) 告示 4 の (2) のスペイン国植物防疫機関により指定された低温処理コンテナについては、毎年、2 の調査の開始前に、スペイン国植物防疫機関により、その記号・番号、所有者、容積及び指定の年月日を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 低温処理施設

ア 植物防疫官は、低温処理施設について、1 の (1) の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ アの調査は、原則として、スペイン国植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うものとする。

ウ アの調査は、原則として、毎年、当該施設の使用開始前に行うものとする。

ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中随時調査することができる。

エ アの調査において、低温処理施設の能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) 原則として空の状態で行うこと。

(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、低温処理施設の中央及び4角のうち3か所の合計4か所に配置すること。

(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、低温処理施設の壁面、床及び天井から、それぞれ1メートル以上離すこと。

(エ) 生果実の中心部の温度が2℃になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、2℃以下に保たれていることを確認すること。

(2) 低温処理コンテナ

ア 植物防疫官は、低温処理コンテナについて、1の(2)の条件を満足するものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

イ アの調査は、当該コンテナが1の(3)の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うものとする。

ウ アの調査は、低温処理コンテナに生果実を積み込む前に行うものとする。

エ アの調査において、低温処理コンテナの能力の確認は、次の方法により行うものとする。

(ア) 原則として空の状態で行うこと。

(イ) 標準的な大きさの生果実の中心部に温度センサーを挿入し、低温処理コンテナの中央、扉付近及び冷気の戻り口付近の3か所に配置すること。

(ウ) 生果実に挿入した温度センサーは、低温処理コンテナの壁面及び床から、それぞれ50センチメートル以上離すこと。

(エ) 生果実の中心部の温度が2℃になった後、1時間ごとに温度を測定し、24時間以上、2℃以下に保たれていることを確認すること。

(3) 消毒施設の指定の取消し

指定された消毒施設であっても、(1)若しくは(2)の調査の結果により、又はその使用中に、1の(1)若しくは(2)の条件を満足しないことが判明した場合には、当該施設の指定は、スペイン国植物防疫機関により取り消されるものとする。

3 検査及び消毒の確認

(1) 低温処理施設において消毒が行われる場合

ア 消毒の実施の確認

告示3の(4)のアの消毒の実施の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が、レモンについては2℃、ネーブ

ル種及びバレンシア種のスイートオレンジについては1.5℃であることを部屋ごとに4か所以上の生果実について確認すること。

(イ) (ア)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、レモンについては16日間、2℃以下、ネーブル種及びバレンシア種のスイートオレンジについては17日間、2℃以下であることを、原則として、1日1回以上確認すること。ただし、(ア)の確認後、温度記録計を封印した場合には、処理中の生果実の中心部の温度を処理終了後に確認することができる。

(ウ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

イ 輸出検査の確認

(ア) 告示3の(3)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、有害動物及び有害植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

(イ) (ア)の検査の実施の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、チチュウカイミバエが付着した原因についてスペイン国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

ウ 植物検疫証明書の付記

植物防疫官は、アにより消毒が完全に行われたこと並びにイの(ア)により有害動物及び有害植物、特にチチュウカイミバエがいらないことを確認したときは、植物検疫証明書のスペイン国植物防疫機関が行う署名の下に、氏名を記入し、押印するものとする。

(2) 低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合

ア 輸出検査の確認

(ア) 告示3の(3)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の0.5パーセント以上についてスペイン国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、有害動物及び有害植物、特にチチュウカイミバエがないことを確認することをもって行うものとする。

(イ) (ア)の検査の実施の確認の結果チチュウカイミバエが発見されたときは、スペイン国植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されているものとする。

イ 消毒の実施の確認

告示3の(4)のイの輸出港における消毒の開始の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 当該低温処理コンテナが、2の(2)により調査されたものであること

を確認すること。

(イ) 予備冷蔵により生果実の中心部の温度が、レモンについては2℃、ネーブル種及びバレンシア種のスイートオレンジについては1.5℃であることをコンテナごとに3か所以上の生果実について確認すること。

(ウ) (イ)の確認にスペイン国植物防疫機関により温度記録計の封印がなされたことを確認すること。

(エ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であるかどうかを氷点法により確認すること。

(オ) スペイン国植物防疫機関により植物検疫証明書に告示5の(2)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示3の(4)のイの輸入港における消毒の終了の確認は、次により、原則としてスペイン国植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)の封印の記号・番号を植物検疫証明書の記載と照合するとともに、当該封印が破れていないことを確認すること。

(イ) 当該低温処理コンテナの自記温度記録装置の記録紙を調査し、生果実の中心部の温度が、レモンについては16日間、2℃以下、ネーブル種及びバレンシア種のスイートオレンジについては17日間、2℃以下であったことを確認すること。

エ 植物検疫証明書の付記

植物防疫官は、アの(ア)により有害動物及び有害植物、特にチチュウカイミバエがないこと、イにより告示4の消毒が開始されたこと並びにウにより当該消毒が終了されていることを確認したときは、植物検疫証明書のスペイン国植物防疫機関が行う署名の下に、氏名を記入し、押印するものとする。なお、ウの確認により消毒が完全に実施されていなかった場合には、当該コンテナ詰生果実は、スペイン国植物防疫機関の責任により返送されるものとする。

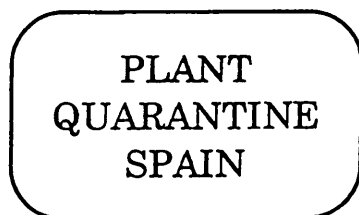
4 こん包

告示5の(1)のこん包に通気孔を設けた箱を使用する場合には、当該箱に収容する前に当該生果実をこん包材料(通気孔を設けているものにあつては、その通気孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)で包み込み、又は通気孔に網(孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。)が張られているものを使用するものとする。

5 表示

告示6のこん包の表示は、次の様式によるものとする。

(1) 輸出植物検疫の終了の表示



(注) 寸法は、おおむね、縦 5.5 センチメートル、横 8.5 センチメートルとする。

(2) 仕向地の表示



(注) 寸法は、おおむね、縦 5 センチメートル、横 18 センチメートルとする。

6 輸入検査

- (1) 輸入検査は、輸入港において、当該生果実及び添付されている植物検疫証明書を確認して行うものとする。
- (2) 告示 3 の (3) の植物防疫官による付記がなされている植物検疫証明書が添付されていない場合、告示 5 の封印がなされていない場合、告示 6 の表示がなされていない場合又はこん包が破損している場合（低温処理コンテナにおいて消毒が行われたときを除く。）には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) 以外の輸入検査の手續及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程（昭和 25 年 7 月 8 日農林省告示第 206 号）によるものとする。
- (4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。
 - ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
 - イ チチュウカイミバエが付着した原因について、スペイン国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の輸入検査を中止すること。